参考

はちのへ超帰省クーポンの概要

1 超帰省とは

一般社団法人超帰省協会が提唱する概念で、友人や同僚を連れて地元に帰省したり、友人等の帰省についていったりすること。友人の地元を自分の地元のように楽しむ体験のこと。

2 目的と事業内容

超帰省した利用者に、八戸市でより多くの体験をすることで八戸市を知っていただき、楽しんでいただくことを目的とし、市外出身の友人や同僚を連れて超帰省した利用者へ市内事業者の優待クーポンをプレゼントするとともに、その体験をした利用者によるSNS等での発信を促進する。なお、クーポンの優待分については、事業の趣旨に賛同いただいた協働事業者の全額負担として実施している。

ア 優待クーポン（電子クーポン）プレゼント

イ 利用者へ超帰省体験の SNS 発信促進

ウ 事業周知及び PR 活動

・チラシやポスターの掲示（協働事業者、市内公共施設各所、八戸市からの進学率が高い 10 大学）

・1回お試しクーポンおよびチラシ配布（高校・大学・専門学校卒業生、八戸特派大使・八戸市スポーツ大使の名刺裏面への印刷）

・広報はちのへでの特集記事掲載

・市公式 SNS での情報発信

3 クーポン種類と使用方法

電子クーポンがメインとなるが、ターゲット層に直接アプローチすることで更なる PR を図るため、1回限りの紙クーポンを限定的に配布する。

参考

	概要	サンプル
電子クーポン	【使用方法】 　電子申請・届出システムより申請。1週間程度で氏名・ID・有効期限が明記された電子クーポンがメールにて届く。 　体験したい店舗を事前予約し、体験当日クーポンを提示して使用。 【使用可能回数】 協働事業者1店舗につき1回 ※数量限定クーポンは、同行者も含め年度でおひとり様1回限り。	
紙クーポン （1回お試しクーポン）	【使用方法】 　申請ではなく限定的に配付する。市内の高校・専門学校・大学を卒業する方へ3月頃に配付するものと八戸特派大使・八戸市スポーツ大使の名刺裏面にクーポンを印刷し配付するものの2通り。 　体験したい店舗を事前予約し、体験当日クーポンを提出して使用。 【使用可能回数】 協力事業者のいずれか1回 ※数量限定クーポンは、同行者も含め年度でおひとり様1回限り。	

5　電子クーポンの申請条件

以下を満たした場合に電子クーポンを交付する。

・申請者および同行者に市外在住者が1人以上必要

6　事業期間

【クーポンの交付（申請可能）期間】各年度4月1日～翌年度3月31日

【クーポン利用期間】各年度4月1日～翌年度3月31日

※有効期間は申請毎に市で決定する。電子クーポンは申請時に入力する「八戸市へ来る日」から15日間。紙クーポンは各年度3月31日まで。

参考

7 協働事業について

当事業は継続的な事業を目指し、クーポン優待部分は当事業の趣旨に賛同いただいた協働事業者のご負担で実施している。また、随時、協働事業者やクーポン申請者からのご意見をいただき取り入れることで、事業の改善を図っている。